

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
1	入札説明書	8		キ	事業スケジュール(予定)	設計・建設期間(施設の引渡し2029年9月末)とありますが、建設期間、供用開始の前倒しの提案は可能でしょうか。その場合、事業期間・事業終了時期はどうなりますか。	スケジュールの期間をさらに短縮するための実現可能な方策・工夫等についての提案は可能です。 ただし、供用開始等の前倒しの可否については、入札時点では判断できないため、現時点においては、入札説明書p.8「キ 事業スケジュール(予定)」に記載する県が想定している事業スケジュールに基づいた事業提案をしていただくようお願いします。 また、供用開始を前倒した場合は、事業期間・事業終了時期も同様に前倒すことを想定していますが、詳細は協議によります。
2	入札説明書	8		キ	事業スケジュール(予定)	県別発注となる造園・土木工事のスケジュールについてご教授ください。本事業での土木設計・工事監理期間はどのように想定しておけばよいでしょうか。	県が直接発注する造園・土木工事については、事業者による設計完了後、2027年度中の発注を予定しており、2029年度上半期に工事を完了させることを想定しています。 なお、設計から開業までの実現可能なスケジュール(県が直接発注する造園・土木工事の工事期間・発注手続き期間等を含む。)については、様式IIにて事業者から提案いただくことを想定しています。
3	入札説明書	8		キ	事業スケジュール(予定)	設計業務が完了し、成果物提出後、屋内運動施設及び公園管理事務所の工事に着手するまでに県が行う手続きについてどの程度の期間が必要でしょうか。手続き内容も含めてご教示いただけますでしょうか。	設計完了後から工事着手の間に、県による設計に関するモニタリングを実施しますが、モニタリングは最大2ヶ月間要するものと想定しています。ただし、設計完了前に県と定期的な協議を実施し、事業者によって行われた設計が、特定事業契約書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行うことができた場合は、モニタリング期間を短縮することができる場合があります。
4	要求水準書	5		図表1-4	全天候型広場の拠点運用時のオープンスペースの確保について	防災公園(西側)の全天候型広場におけるオープンスペースの確保は必要でしょうか。不要の場合、バスケットゴールや周囲を囲むフェンス、健康器具等の設置は可能でしょうか。	広場(全天候型舗装)は、要求水準書p.48「(イ)防災公園(西側)エリア:広場(全天候型舗装)」に記載のとおり、拠点運用時においてトラック間の積替え作業スペース、物資の置き場や輸送トラックの待機場所等として活用することを想定していることから、オープンスペースの確保は必要と考えます。バスケットゴールやフェンス、健康器具等の設置は可能ですが、要求水準書p.43「(ア)防災公園(西側)エリア」に記載のとおり、拠点運用時モードに容易にレイアウト変更が可能なよう、設備、什器、備品等の一部を可動式にするなどの工夫を求めます。
5	要求水準書	5		図表1-4	シャワースペース	公園管理事務所のシャワースペースについて、平常時は、有料として運用することは可能でしょうか。	要求水準を満たす限りにおいて、そのような提案も可とします。
6	要求水準書	7		イ	事業収支の取扱いについて	スポーツイベントの参加料など事業収入についても、同様の認識(指定管理料に反映)で良いでしょうか。	基本的にスポーツイベントは要求水準書p.79の「スポーツ等各種イベントやその他事業の運営業務」に該当するものと考えますが、スポーツイベントの内容や実施形態によっては任意事業に該当する場合も想定されます。 いずれの場合においても、事業者の収入となりますが、特定事業として実施する場合には、事業者が提案する事業収入を踏まえたサービス購入料に反映されることとなり、任意事業として実施する場合には、独立採算となります。 従って、特定事業か任意事業のどちらで提案するかは事業者の提案に委ねますが、同一の事業を特定事業・任意事業両方で提案することは避けてください。
7	要求水準書	7		イ	施設使用料について	テニス教室など計画した場合、かかる施設使用料は経費として計上するべきか、減免となるのかご教示ください。	経費として計上してください。 なお、減免の要件については、利用料金を定める時に県と協議して設定する予定です。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
8	要求水準書	7	12	ア	設計・建設期間	防災公園エリアの設計業務について、愛知県の工事発注事務決裁期間をご教授ください。また、設計期間及び整備工事期間は、事業者の想定範囲の提案であり、事業期間を担保するものではないとの理解で相違ないでしょうか。	県が直接発注する造園・土木工事においては、設計図書が完成してから契約までの期間は発注する工区の設定、工事の予定価格により異なりますが、事業者の設計終了後、最初の発注工区の工事契約までの期間として6ヶ月程度の期間を要することを想定しています。 また、提案によって直ちに事業期間を確約するものではありませんが、設計から開業までの実現可能なスケジュールを具体的に提案するよう努めてください。なお、設計から開業までの実現可能なスケジュール(県が直接発注する造園・土木工事の工事期間・発注手続き期間等を含む。)については、様式Iにて事業者から提案いただくことを想定しています。
9	要求水準書	7	12	ア	サービス購入料について	サービス購入料に含まれない造園・土木工事費について、応募者の造園・土木工事費の積算を提示することが求められ、かつ貴県想定の前算を超えた場合は失格となるのでしょうか。	県が直接発注する造園・土木工事費(入札公告日(2025年7月)時点)を明示できるよう、様式F-②を改めるとともに、様式Gにも記載いただけるよう、「様式集及び記載要領」を修正します。 また、県が直接発注する造園・土木工事費の想定額を超えることのみをもって失格とすることはありません。 なお、提案に際しては、設計・維持管理を事業者が行う事を勘案して計画してください。
10	要求水準書	7	21	(イ)	サービス購入料	入札公告等に関する質問回答No.18に「事業者が電気・ガス・水道代等を各インフラ事業者へ支払い、モニタリングの確認を経て、県がサービス購入料Bを事業者に支払うスキームを想定しています。」とございます。SPCが立替負担をする可能性があるかどうかの観点から、現在のインフラ業者へお支払いしている水光熱費の金額と、支払いフローを教えてください。	入札公告等に関する質問回答のとおり、県は、事業者が電気・ガス・水道代等を各インフラ事業者へ支払い、モニタリングの確認を経て、県がサービス購入料Bを事業者に支払うスキームを想定しています。 なお、現在事業範囲は整備前の段階であり、インフラ業者へ支払っている水光熱費はありません。 また、本事業では新設の公園となるため、実績金額及び支払いフローはありません。
11	要求水準書	9	-	図表2-1	本業務の工事範囲	建築基準法上の敷地境界について、①防災公園(西側)エリア、②防災公園(東側)エリア・神明公園エリア(航空館boon含む。)、③消防学校エリア、④豊山町エリアの4敷地と認識しておりますがよろしいでしょうか。	建築基準法上の敷地境界については、①防災公園(西側)エリア、②防災公園(東側)エリア及び神明公園エリア(航空館boonを除く。)、③消防学校エリア、④豊山町エリアの4敷地となります。 なお、神明公園対象範囲外(航空館boonを含む。)については別敷地となります。
12	要求水準書	9		図表2-1		公園管理事務所の配置について、防災公園内であれば視認性・利便性を考え変更してもよろしいでしょうか。	配置変更は可能です。 なお、要求水準書p.26「(ウ)計画地及び周辺の現況」に記載するとおり、埋蔵文化財調査等の対象範囲外の敷地で、埋蔵文化財調査及び不発弾調査が必要となる場合は、原則、事業者において調査を実施し、特定事業契約締結後速やかに県と協議を行うこととなることに留意してください。 また、要求水準書p.35「(イ)VORTACに関する事項」に記載するとおり、電波障害シミュレーションの結果、大阪航空局より設計、計画の修正を求められた場合は、事業者において負担することに留意してください。
13	要求水準書	9		図表 2-2 図表 2-3	申請内容	「図表 2-3+建設業務における役割分担」に記載されている各種申請等について、想定されているものを教えてください。また、「図表 2-2 設計業務における役割分担」には各種申請等の記載はありませんが、想定されているものをご教示ください。	「図表 2-3 建設業務における役割分担」に記載されている各種申請は、道路の占用許可申請等、建築工事に際して必要となる申請を想定しています。 「図表 2-2 設計業務における役割分担」には「各種申請等」の記載はありませんが、設計業務の関連業務として建築確認申請等、設計業務に際して必要となる申請を想定しています。 なお、「図表 2-3建設業務における役割分担」では、エリアごとに役割分担が変わるため、業務を詳細に分けて記載していますが、設計業務は全エリアを事業者が実施することとなっていることから、業務を詳細に分けていません。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
14	要求水準書	11	26	7	7 豊山町が行う以下の業務との調整・協力 ③ 神明公園維持管理業務	神明公園の維持管理業務は豊山町にて行うとのことで、特段事業者側にて行う維持管理業務は無いことを確認させてください。	神明公園のうち、本事業範囲外の部分は豊山町で管理されますが、本事業範囲にある神明公園エリアは事業者が管理することとなります。
15	要求水準書	16	28	(1)	神明公園における収益事業	入札公告等の質問回答No.28にてご回答いただいた内容について、貴県から町へお支払いいただく「豊山町都市公園条例第9条に基づく使用料」に該当する使用料を事業者から貴県へ支払うことになるという理解ですが、詳細をお示しいただけないでしょうか。また、事業内容が町への支払いが発生する事業に該当するかの基準もしくは規定等があれば具体的にお示しいただけないでしょうか。	神明公園エリアの施設等は元々無料であったことから、県は無料での運用を想定しています。神明公園エリアにおける収益事業の可否等については、県及び豊山町との協議によって決定します。 神明公園エリアにおいて収益事業を行う場合は、県は町に対し豊山町都市公園条例第9条に基づき、収益事業の面積・日数に応じた使用料を支払います。 この使用料に該当する額を、事業者が徴収する利用料金から、県にお支払いいただく必要があります。 なお、県が町に支払う使用料は、豊山町都市公園条例第9条に基づいて算出され、同条例中の「公園施設を設ける場合」の単価である3,600円/㎡・年を基に算出されることを想定しています。
16	要求水準書	17	7	12	要求水準の変更	貴県事由で要求水準の変更が行われ追加費用が発生した場合、貴県でご負担いただけますか。	要求水準書の変更に伴う負担については、特定事業契約書(案)第19条第2項の規定によるものとします。
17	要求水準書	17	21	13	損害賠償・保険への加入	入札公告等に関する質問回答No.33では、「SPCが保険に加入せずとも、業務受託者が保険へ加入することで足りる」と考えてよろしいでしょうか。」について「ご理解のとおりです。」との回答をいただいておりますが、各業務受託者が付保する保険は、本件業務を個別に付保対象とする保険でも、委託先が会社全体として加入する包括保険において本件業務も付保対象とすることも、どちらで対応しても特段問題ないと理解してよろしいでしょうか。	要件の指定はありません。本事業の安定的な運営を行うことができる補償内容の保険に加入してください。
18	要求水準書	17	26	14(1)	大規模修繕及び追加投資等の取扱い	事業者としては、屋内運動施設の屋根を膜とする場合は、事業期間中にメンテナンスを行うものの、大規模な修繕が必要になる可能性があると考えています。 事業者の日常メンテナンスに欠陥がなかった場合に、屋内運動施設の屋根の修繕が必要になった場合は、大規模修繕の区分にあたると県としては考えていただけるのでしょうか。	屋内運動施設は、要求水準書p.40に示すとおり「大規模激甚災害(南海トラフ地震やスーパー伊勢湾台風など)においても基幹的広域防災拠点としての機能が十分に発揮できるよう考慮すること」を求めていること、その他建築基準法、消防法などの法令等を遵守する必要があることを踏まえ計画することを求めており、要求水準書p.17「14 大規模修繕及び追加投資等の取扱い」に記載のとおり、事業期間中に大規模修繕は想定していません。 なお、要求水準書p.17「14 大規模修繕及び追加投資等の取扱い」に記載の「事業者が提案時に作成した中長期修繕計画を参考に、対象施設について、県が使用状況等を踏まえ、妥当であると判断した場合に、事業者との協議のうえで、大規模修繕を実施する」とは、当初計画では想定できなかった利用状況等によって大規模修繕が必要になる場合(例:想定を超える利用により摩耗した人工芝の張替え)など、事業者の責めに帰さない場合を想定しています。従って、屋内運動施設の屋根については、構造の根幹であり、使用状況等により左右されるものではないことから、この項における大規模修繕の区分に該当するものではないと考えます。
19	要求水準書	20	9		総務・経理業務	「施設の運営・維持管理に当たり、施設の運営業務及び維持管理業務と任意事業の間においては明確な会計区分を行う」とありますが、運営・維持管理業務の収入と任意事業の収入との間で区分すればよろしいでしょうか。	収入に限らず、支出に関しても区分していただくことを想定しています。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
20	要求水準書	24	-	図表4-2	計画地の条件	建築基準法上の用途について 屋内運動施設は、「08380 体育館又はスポーツの練習場」 公園管理事務所は、「08470 事務所」と想定しておりますがよろしいでしょうか。	屋内運動施設については、観覧席の有無により、建築基準法上の用途が異なり、観覧席を有しない場合、建築基準法別表第一(三)「体育館その他これらに類するもの(ボーリング場、スケート場、水泳場、又はスポーツの練習場)」となり、観覧席を有する場合、計画内容により、建築基準法別表第一(一)「観覧場」となると想定しています。また、公園管理事務所は、事務処理を行うことを目的とした施設であるため、建築基準法における「事務所」にあたると想定しています。 ただし、実際の判断は、建築確認申請を提出する特定行政庁及び指定確認検査機関によることとなります。
21	要求水準書	24	-	図表4-2	計画地の条件	消防法上の用途について 屋内運動施設、公園管理事務所に「(15)項事務所等(その他事業所)」と想定しておりますがよろしいでしょうか。	消防法におけるスポーツ施設のとらえ方は、施設設置の規模や大小に係らず観客席の有無によって規定内容が明確に区別されており、屋内運動施設において観客席を有する場合は「客席を有する各競技施設(野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等)」となり、観客席がない場合は「事務所等(その他事業所)」にあたると想定しています。また、公園管理事務所は、「事務所等(その他事業所)」にあたると想定しています。 ただし、実際の判断は、所管する消防によることとなります。
22	要求水準書及び質問回答No.21	25	-	(イ)	インフラ条件	要求水準及び質問回答にてインフラの条件について記載がありますが要求水準書P.9記載の建設業務における役割分担ではインフラ(屋内運動施設の2m範囲)と記載があります。設備工事の1次側の範囲について再度ご教示ください。	要求水準書p.25「図表4-3インフラ条件」に記載のとおり、各インフラの引き込みに関する整備・管理は事業者の業務としています。 そのため、引き込みに必要なインフラ事業者への負担金や、キュービクル、計量器、ガスのガバナ、MDF(通信)等引き込みに必要な設備の設置及びそれらの設備までの配線・配管の費用は全て事業者負担です。 要求水準書p.9「図表2-1本事業の工事範囲」に記載の「建物周囲2mは工事範囲」とはキュービクル等の引き込みに必要な設備から、建築物にインフラを引き込む際の基本的な役割分担を示していますが、詳細は設計・施工時の協議により決定します。 「設備工事の1次側」を「電線共同溝から屋内運動施設への電気の引き込み」として想定した場合は、以下のとおりとなります。 ・電線共同溝からキュービクル・・・事業者 ・キュービクルから建物・・・事業者(建物周囲2m範囲内を想定) ・キュービクルから街灯等ほか・・・県(建物周囲2m範囲外を想定) ただし、この区分にかかわらず、各施設・諸室の合理的な建築計画や維持管理業務を求めていますので、それに基づいた施設整備の提案をお願いします。
23	要求水準書	34		エ	植栽計画	植栽計画の考えかたとして「植栽配置が拠点運用時の活動動線に干渉しないこと」として配置が計画地境界の縁辺部や多目的広場などの施設際に配置する事とあります。一方で「利用者のための緑陰確保」ともあることから、拠点運用時の動線などに支障のない範囲で芝生広場などにおいて、緑陰を提供する高木を点在させることは可能でしょうか。それとも芝生広場内には一切の高木植栽は不可という考えでしょうか。	芝生広場は、拠点運用時において、自衛隊の活動領域として活用し、要求水準書p.30「図表4-6 自衛隊の進入退出ルート(参考)」に記載するとおり、車両が乗り入れるとともに、ベースキャンプとして野営のためのテント等を配置することを想定しており、植栽の配置が拠点運用時の各部隊の活動領域・動線に干渉しないよう計画してください。 なお、各部隊の必要面積については、(救出救助部隊の車両の駐車スペース＋宿泊スペース＋指揮所スペース)×1.2(樹木等の阻害率20%＋100%)で算出しており、芝生広場等に展開する自衛隊の必要面積については下記の計算で算出しています。 (約2.3ha＋約0.2ha＋約1.1ha)×1.2＝4.3ha【多目的広場(1)1.2ha＋多目的広場(2)1.0ha＋芝生広場・駐車場2.1ha】

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
24	要求水準書	35	14	(イ)	電波障害シミュレーション	県が策定した防災拠点の基本計画を踏襲した場合には、電波障害シミュレーションの費用は不要ということでしょうか。(事業者負担ではない)	県が策定した基本計画を踏襲した場合であっても、電波障害シミュレーションは必要です。ただし、事業者の役割としては、基本設計時、大阪航空局への協議のために必要となるデータの提供、協議に必要な書類の作成及び協議への帯同等を設計業務の範囲内で実施していただくことを想定しており、航空コンサルへの業務委託などの特別な業務や費用負担は発生しないものと考えます。 また、県が策定した基本計画の配置であれば、電波障害シミュレーションによって修正設計が必要となる可能性は極めて低いと考えていますが、その場合であっても、設計業務の範囲で行う軽微な修正等については、その費用を事業者にて負担することとしています。 なお、電波障害シミュレーションの実施手順は、建物の世界測地系の座標、建物の高さ、標高及び建物の素材等のデータを、県を通じて大阪航空局に提供し、大阪航空局のシステムによって大阪航空局が影響を確認する流れを想定しています。 また、大阪航空局による電波障害シミュレーションの確認期間は、2～3週間を要すると想定しています。
25	要求水準書	35	14	(イ)	電波障害シミュレーション	防球ネット等の工作物を設置する際には電波障害シミュレーションは必要ないでしょうか。また、必要な場合その費用は誰が負担することになるのでしょうか。	屋内運動施設や公園管理事務所以外のフェンス等においても、電波障害シミュレーションは必要です。ただし、事業者の役割としては、基本設計時、大阪航空局への協議のために必要となるデータの提供、協議に必要な書類の作成及び協議への帯同等を設計業務の範囲内で実施していただくことを想定しており、航空コンサルへの業務委託などの特別な業務や費用負担は発生しないものと考えます。 また、屋内運動施設や公園管理事務所以外のフェンス等は、建築物と比較すると電波への影響が相対的に少ないと考えていますが、事業者が提案した配置により電波障害シミュレーションを行った結果、修正設計が生じた場合は、その費用を事業者にて負担することとしています。 基本設計完了時までには大阪航空局との協議を行い、修正設計による費用や、設計期間の延長が発生しないように進めていく予定です。 電波障害シミュレーションは、建物の世界測地系の座標、建物の高さ、標高及び建物の素材等のデータを、県を通じて大阪航空局に提供し、大阪航空局のシステムによって大阪航空局が影響を確認することとなります。 なお、大阪航空局による電波障害シミュレーションの確認期間は、2～3週間を要すると想定しています。
26	要求水準書	37	19	(キ)	トイレ計画	ライフラインの途絶時に1日6,000人が14日間使用可能な災害トイレを整備すること、とありますが、この6,000人/1日は、自衛隊・警察等含め拠点運用時の総人数と認識しておりますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	要求水準書	39		(サ)	消防学校との境界	消防学校との境界を明確に区分するとありますが、一体性と視認性への配慮とあります。例えば、目線を切らない程度の1.2m程度の高さのフェンスなどと考えればよろしいでしょうか。	第1期・消防学校事業において消防学校の周囲を視認性が確保されたフェンスで囲うこととしており、境界を明確に区分するために、あえて第2期・防災公園事業でフェンスを設ける必要はありません。ただし、消防学校との一体性及び視認性には配慮してください。
28	要求水準書	42		イ(イ)	平常運用時に求められる機能	要求水準書p.42について、公園管理事務所は東側にある想定で要求事項が記載されているかと存じますが、合築を検討する場合に西側の屋内運動施設の位置へ移動させることを妨げる意味合いではないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業（第2期・防災公園） 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
29	要求水準書	43	23	(ア)	大型トラック	搬入・搬出する大型トラック(全長12m)は、全長12m、全幅2.5m、全高3.5mの10tウイング車を想定しておりますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	要求水準書	43	26	(ア)	フォークリフト	フォークリフト(最大荷重2,500kg、バッテリー車)は、全長4m、全幅1.15m、全高2.11m、最大揚高時高さ3.92m、車両重量3.65tを想定しておりますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	要求水準書	43		イ(ウ)	イベントゾーンについて	神明公園エリアに「県や防災関係機関等がサバイバルキャンプなどを実施することが可能なイベントゾーンを設けること」とあるが、これを防災公園東側エリアに跨いで設置すること、またはその機能を防災公園東側エリアにもたせることは可能でしょうか。	要求水準書p.52で示す「神明公園のキャンプ場機能」の代替については、少なくとも同等規模以上を神明公園エリア内で確保してください。その上でイベントゾーンを防災公園(東側)エリアに跨ぐ、或いは防災公園(東側)エリアに機能を配置する提案も可としますが、拠点運用時における各救出・救助部隊の動線が確保できるように計画してください。
32	要求水準書	44		図表4-12	必要面積	「警察、装備資機材等保管庫」の必要面積、仕様の要望等をご教示願います。参考となる資料があればご教示願います。	屋内運動施設の備蓄倉庫の余剰分を活用することを想定しており、別途保管庫を整備する必要はありません。要求水準書p.44「図表4-12 防災公園(東側)エリア・消防学校エリアの平常運用時利用と拠点運用時利用の想定」を修正します。
33	要求水準書	45	4	エ(ア)a	構造	「管理諸室500㎡」に物資搬送チーム150㎡、緊急物資本部チーム200㎡、休憩スペース150㎡が含まれますが、拠点時のお互いの情報連携や移動のし易さに配慮し、各エリア面積を確保したフレキシブルな大部屋(間仕切りのない)空間と考えてよろしいでしょうか。	物資搬送チームと緊急物資本部チームは相互の活動の情報共有がしやすいよう、オープンスペースとすることが望ましいと考えています。一方で休憩スペースについては、休憩しやすい環境が必要であるため、他のスペースと区分可能とすることが望ましいと考えています。
34	要求水準書	45	5	エ(ア)a	屋内運動施設の構造等	「管理諸室(拠点運用時における物資管理諸室500㎡)中に物資搬送チーム30人、緊急物資本部チーム50人の事務及び休憩となりますが、平常時は常駐するのでしょうか。	平常時に常駐することは想定していません。
35	要求水準書	45	5	エ(ア)a	屋内運動施設の構造等	入札公告等に関する質問回答No.56にて、拠点運用時の屋内運動施設の管理諸室について利用想定をお示しいただきましたが、頂いた想定であるとトイレや電気室の設置等で要求水準書記載の500㎡以上の面積が必要になると考えます。もし、質問回答No.56の要件が必須となる場合は、落札者決定後の設計変更でご対応させていただくことでよろしいでしょうか。	要求水準書p.45において、屋内運動施設は9,500㎡程度、そのうち管理諸室等500㎡程度及び備蓄倉庫1,000㎡程度としていますので、落札者決定後の設計変更を前提とせず、要求水準書で求める平常運用時及び拠点運用時等の機能を確保しつつ、レイアウトを工夫することにより、トイレや電気室のスペースを確保する提案を期待します。
36	要求水準書	45	8	エ(ア)a	構造	「風雨に耐える構造とするため、四方を壁などで囲み、壁を設ける」と記載がありますが、自然換気や通風および拠点運用時の各車輛の出入りし易さなどに配慮し、屋内運動施設の壁面下部を開放したいと考えていますが、よろしいでしょうか。	屋内運動施設は、要求水準書p.6において「雨天時においても物資の集積に対応できる屋内空間」を整備方針としており、平常運用時に通気等が可能な構造とすることは妨げませんが、拠点運用時に風雨が吹き込む構造は認められません。また、要求水準書p.40に示すとおり「大規模激甚災害(南海トラフ地震やスーパー伊勢湾台風など)においても基幹的広域防災拠点としての機能が十分に発揮できるよう考慮すること」を求めていること、その他建築基準法、消防法などの法令等を遵守する必要があることを踏まえ計画してください。
37	要求水準書	47	29	b	備蓄倉庫	「備蓄倉庫(1000㎡)」の計画の参考のため、現在県が使用する資機材保管場所の参考資料をいただけないでしょうか。	入札公告等に関する質問回答No.57をご参照ください。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
38	要求水準書	48		(イ)a	平常運用時における機能及び性能に関する事項	テニスについて、公式までは求められていないと理解していますが、実際の運営団体の要望や重要度はどのくらいでしょうか。公式テニスを実施できる提案の場合は大きく加点となるのでしょうか。	現時点では関係団体からの要望等は受けていません。また、提案される種目によって評価の優劣を決めることは想定しておらず、落札者決定基準p.7「施設整備計画に関する事項」に記載のとおり、平常運用時により多くの利用者が見込まれる利用方法について具体的なかつ優れた方策が提案されているかにより評価します。
39	要求水準書	48	23		拠点運用時の機能	フォークリフトの走行については、防災公園(西側)エリアのみだけで、公道を走行して東側エリアに行くことはないでしょうか。	拠点運用時に、防災公園(西側)エリアにおける物資の集積等で使用するフォークリフトが、各救助部隊のベースキャンプとなる防災公園(東側)エリアにおいても活動することは想定していません。
40	要求水準書	49	17		平常運用時の機能	提案により設けたエントランスホールや会議室、休憩室は拠点運用時には利用しないものと考えてよろしいでしょうか。	拠点運用時、公園管理事務所を含む各施設等については、原則として要求水準書に記載の用途に基づき使用するとともに、防災公園全体を可能な限り活用することで、防災拠点として運用します。従って、防災拠点である防災公園の性質も踏まえ、拠点運用時において活用できるような施設・諸室の仕様について有用な提案を期待します。
41	要求水準書	49		(エ)a	防災公園(西側)エリア:ふれあい広場(人工芝)	人工芝について、夏場の暑さ対策については検討したほうがよいのでしょうか。どのような利用のイメージがご教示ください。	人工芝となる広場においては、夏場も含め、アウトドアフィットネスなどの「健康づくり・癒し」、屋外でのイベント開催による「にぎわい」での利用を想定しています。
42	要求水準書	49 81	28	エ(オ)c	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項	公園管理事務所の事務室は、拠点運用時に、「公園管理用具の業務スペースとして利用することを想定」とありますが災害発生時も運営職員の常駐を想定されていますでしょうか。「拠点運用時及び緊急時における事業者が行う業務」のみという理解でよろしいでしょうか。	拠点運用時において、当該建物に事業者の常駐を求めるものではありません。業務の内容についてはお見込みのとおりです。
43	要求水準書	50		エ(オ)c	公園管理事務所に設けるシャワースペース	公園管理事務所に設けるシャワースペースは、拠点運用時には支援要員の利用を想定されていますでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	要求水準書	51	31	(ク)	テント設営地の勾配について	防災公園(東側)エリアの芝生広場において、「各救出・救助部隊のテント設営スペースにもなることから、テント設営を可能とする平面とする」との記載がありますが、排水の確保や神明公園との自然なつながりを確保するため、多少の勾配をつけることは可能でしょうか。現時点で想定する勾配は、最大5.0%程度です。	芝生広場は、拠点運用時において、自衛隊の活動領域として活用し、要求水準書p.30「図表4-6 自衛隊の進入退出ルート(参考)」に記載するとおり、車両が乗り入れるとともに、ベースキャンプとして野営のためのテント等を配置することを想定しています。このため、排水のための勾配を持たせつつ、可能な限り平面を確保することが望ましいと考えています。
45	要求水準書	54	1	イ	停電対策	「消防学校内に設置する自家発電機(1,600KVA相当)から屋内運動施設に1,000KVAの電力を共有することを想定している。」とあるが別敷地(豊山町道1号線を跨いで東西)への電力供給について、中部電力側と協議済で可能となっている想定ですがよろしいでしょうか。	自家発電機の別敷地への電力供給に関しては、中部電力に対して契約上の課題がないか確認を行っています。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業（第2期・防災公園） 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
46	要求水準書	54			受変電設備	自家発電機から屋内運動施設キュービクルまでの幹線ケーブルの工事区分を明確にご指示ください。	屋内運動施設の受変電設備が建物周囲2m以内の場合は、事業者の工事範囲となり、それを超える自家発電機までの配線工事は県の工事範囲となります。 屋内運動施設の受変電設備が建物周囲2mを超える場合は、受変電装置から自家発電機までの配線工事は、県の工事範囲となります。 詳細は設計・施工時の協議により決定します。 なお、各施設・諸室の合理的な建築計画や維持管理業務を求めていますので、それに基づいた施設整備の提案をお願いします。
47	要求水準書	54		表	屋内運動施設の構造等	屋内運動施設の照度について、スポーツ照明基準照度基準(JIS Z 9127:2020)に基づき、最低200 lx以上という回答をいただいています。競技区分Ⅲ＝300lx／観客のいない特定地域の運動競技会、学校体育又はレクリエーション活動、一般のトレーニング扱いでよろしいでしょうか。	事業者が計画する屋内運動施設の用途に応じたJIS照度基準に基づき、適切な照度を確保してください。
48	要求水準書	55	12		情報通信設備	「将来的な技術革新に伴う設備変更が可能となるようにすること」とありますが、具体的にご指示ください。	配線の変更や機器の更新が困難なく可能となるように、通信線の敷設や機器の設置等をしていただくことを想定しています。
49	要求水準書	55	14		情報通信設備	「県で別途整備する次世代高度情報通信ネットワークシステム及び愛知県行政情報通信ネットワークシステムのための空配管・電源を用意すること」とありますが、具体的にご指示ください。	以下を想定しています。ただし設計によって変更する場合があります。 ●配管仕様 屋外 50φFEP、屋内 36φ電線管、200wケーブルラック又はOAフロア（配管の場合はネットワーク×2本、合計4本） ●配管長 （各建物間の長さ＋引き込み口から設置フロアまでの長さ）×余長20% ●電源容量、電源必要個数 ・次世代高度情報通信ネットワーク 屋内運動施設 1φ、AC100V 電気容量：80A×100V＝8kVA ★積算：50A、30A（予備） ・行政情報通信ネットワーク 屋内運動施設に1φ、AC100V 電気容量：15A×3回路×100V＝4.5kVA ★積算： ネットワークHUB用 1回路 電子計算機10台 2回路
50	要求水準書	55	14		情報通信設備	「第1期・消防学校事業において、屋内運動施設へ接続できるよう消防学校境界地まで通信用の空配管を整備することから、消防学校整備事業者と調整の上、当該空配管を接続できるよう計画すること」とありますが、配管サイズおよび本数などを具体的にご指示ください。また、工事区分を明確にご指示ください。	道路の横断位置は西側エリアの最南部、径と本数はφ100×1、φ50×5で想定しています。 工事区分については、屋内運動施設の建物周囲2m以内は事業者の工事範囲となり、それを超える消防学校境界地までの工事は、県の工事範囲となります。
51	要求水準書	56	11		監視カメラ設備	「拠点運用時に防災拠点としての運用状況を把握するために監視カメラは県が設置する」とありますが、設置場所をご指示ください。空配管のみの計画でよろしいでしょうか。	拠点運用時に防災拠点内を把握するため監視カメラの具体的な配置場所については、今後県と協議することとなりますが、防犯カメラの一部と同じ箇所に設置することを想定しています。具体的には要求水準書p.45「図表4-13 拠点運用時の機能配置案（参考）」の破線で表示する広域物資輸送拠点（屋外）、広域物資輸送拠点（屋内）、自衛隊一時集結・宿営地、警察一時集結・宿営地、TEC-FORCE一時集結・宿営地にそれぞれ1台程度設置する見込みです。 また、事業者が行う整備内容についてはお見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業（第2期・防災公園） 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
52	要求水準書	57	27	エ	給水設備	要求水準書に示される、芝生広場へ給水するための循環型給水設備について、設備の調達や設置工事は県が直接発注する造園・土木工事の範囲に含まれ、費用は全て県負担になると理解してよいか。	県が直接発注する造園・土木工事費の負担についてはお見込みのとおりです。 なお、大面積となる芝生広場への給水に当たっては、省資源化の観点から循環型としていますが、芝生の維持管理については、要求水準書p.84に示す「創意工夫やノウハウを活用して合理的・効率的に実施し、かつ省資源化を図ること」、p.93に示す「豊かで美しい環境を維持し、良好な状況に保つこと」が可能であれば、循環型に代わる方法により行うことも可とします。
53	要求水準書	60	2	ア(イ)b	業務内容の詳細	「週に1回以上、県との定例会議を開催し、設計内容について協議、確認及び連絡調整等を行うこと」とありますが、県が直接発注する造園・土木工事の設計業務についても同様の考え方でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	要求水準書	64	1		什器・備品調達・設置業務	什器や備品について、運営期間中に買替え、更新が必要な場合は、事業者で当該作業対応を行います、その後は貴県名義で保有いただけると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	要求水準書	70	13	(5)イ	広報業務業務の詳細	広報業務の内容について貴県と事前に協議を行う必要があるかと存じますが、想定されている期日がありましたらご教示願います。	具体的な期日は設けておらず、効果的な広報が可能となる期日について、事業者の提案に委ねます。なお、要求水準書p.70に記載のとおり「(5) 広報業務」に記載のとおりウェブサイトは開業日の12ヶ月前までに開設してください。
56	要求水準書	70	13	(5)イ	広報業務業務の詳細	各媒体で行う広告発信の頻度については、事業者側の提案によって設定できるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	要求水準書	71	23	イ(7)	開園式典及び内覧会等の支援業務	開園準備期間中に行う開園式典及び内覧会等の支援業務及び行政等への協力業務については、サービス購入料Aの範囲を超える業務については協力体制を求めないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	要求水準書	71	30	(8)	開園準備中の維持管理業務	開園準備期間中の防災公園エリア及び神明公園エリアの芝生について、草刈り等の維持管理業務は、含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約書(案)第61条に記載のとおり、県が直接発注する造園・土木工事の範囲の工事が完成したときは、県が直接発注する造園・土木工事の範囲の引き渡しを事業者に通知します。その後、県は営業開始予定日までに、防災公園のうち県が直接発注する造園・土木工事の範囲を事業者に引き渡しますので、その引き渡しを受けた時点から、開園準備中の維持管理業務として、事業者が草刈り等の維持管理業務を行ってください。
59	要求水準書	71	30	(8)	開園準備中の維持管理業務	開園準備期間中の防災公園及び神明公園エリアについて、草刈等の維持管理業務が発生すると余分な費用の発生が生じます。そのため、貴県で発注される造園工事については発注時期を事業者で提案することは可能でしょうか。	発注時期について提案いただくことは可能です。 県が直接発注する造園・土木工事においては、設計図書が完成してから契約までの期間は発注する工区の設定、工事の予定価格により異なりますが、事業者の設計終了後、最初の発注工区の工事契約までの期間として6ヶ月程度の期間を要することを想定しています。 また、提案によって直ちに事業期間を確約するものではありませんが、設計から開業までの実現可能なスケジュールを具体的に提案するよう努めてください。 なお、県が直接発注する造園・土木工事の発注時期については、契約締結後、事業者の申し出を踏まえ協議しますが、県の事務手続きの都合やその他のやむをえない事情により、提案に添えない場合があることについてご留意ください。
60	要求水準書	74		図表6-1	業務対象範囲	入札公告等の質問回答No.82にてご回答いただいた防災公園エリアの駐車場の有料化は任意事業に該当しますでしょうか。	駐車場運営業務に該当し、特定事業となります。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
61	要求水準書	74		図表 6-1	業務対象範囲	入札公告等の質問回答No.82にてご回答いただいた内容について、貴県から町へお支払いいただく「豊山町都市公園条例第9条に基づく使用料」に該当する使用料を事業者から貴県へ支払うことになるという理解ですが、詳細をお示しいただけないでしょうか。	神明公園エリアの駐車場は元々無料であったことから、県は無料での運用を想定しています。神明公園エリアの駐車場有料化の実施の可否等については、県及び豊山町との協議によって決定します。 駐車場の有料化を行う場合は、県は町に対し豊山町都市公園条例第9条に基づき、駐車場を有料化する面積・日数に応じた使用料を支払います。 この使用料に該当する額を、事業者が徴収する利用料金から、県にお支払いいただく必要があります。 なお、県が町に支払う使用料は、豊山町都市公園条例第9条に基づいて算出され、同条例中の「公園施設を設ける場合」の単価である3,600円/㎡・年を基に算出されることを想定しています。
62	要求水準書	76	16		拠点運用時の支援	可能な範囲で障害物撤去及び放置車両の移動要請の運営支援を行うことと記載ありますが、他に想定される運営の支援はございますでしょうか。	現状においては、障害物撤去及び放置車両の移動要請以外の運営支援を想定していませんが、これ以外の維持管理の継続や応急復旧への対応についても、具体的に提案いただくことを期待します。 なお、サービス購入料の範囲内での調整・協力を想定しています。
63	要求水準書	80	1		県主催イベントへの協力	県や地方公共団体が主催する各種イベントに対し、通常業務の範囲内を前提とし協力するとありますが、事業者が追加で人員を派遣する等の要請はなく、あくまで現地常駐者が通常業務と兼務で対応できる程度の協力で齟齬はないでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	要求水準書	93		ウ	大規模修繕について	人工芝の更新などあらかじめ把握する250万円を超える修繕については、予算計上してよいでしょうか。	1件当たり 250 万円を超過するような更新等、及び日常のメンテナンスを超えるような事項についても、特定事業として実施する場合は、サービス購入料として予算計上していただくことは可能です。
65	特定事業契約書(案)	13	23	第35条第1項(5)	履行保証保険	「特定事業契約の締結と同時に保険が発効できるよう」とありますが、保険証券の提出は、必ずしも特定事業契約の締結と同時にである必要はなく、保険会社の諸手続きを踏まえて適時に提出することで問題ないことを確認させてください。	特定事業契約の締結以降、設計・建設業務の履行業務が発生すると解釈するため、当該履行義務の発生日を始期とし、設計・建設期間が終了する日を終期とした履行保証契約が締結できるよう措置してください。なお、「契約の締結と同時に」とは、「愛知県建築設計業務等委託契約約款」第4条第1項、及び「愛知県公共工事請負契約約款」第4条第1項に準じたものであることを申し添えます。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業（第2期・防災公園） 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
66	特定事業契約書(案)	21	31	第52条第1項	賃金又は物価の変動に基づく設計・建設費の変更又は費用の負担	入札公告等に関する質問回答No.102に関連して、サービス購入料Aにおける設備工事費の指標はいかなる指標をもってしても実態を適切に反映することが難しいと考えております。そのため、以下方法にて事業者より見積金額を提示することを前提に、実勢単価をより反映した見積上昇率を指標として採用いただきたく存じます。 入札時については、様式F-②にて建築工事と同様に設備工事も工種ごとに見積を提出します。 その後、特定事業契約締結前に、設備工事は採用業者の見積内訳書に加え、業者選定時に見積提示を依頼した他業者の見積内訳書を提示します。なお、見積内訳書は、工種ごとに数量及び単価を示した業者見積書を提示し、上記2回で提出する金額については、入札公告時点(2025年7月)の金額となります。 そして、工事着手前(残工事量100%)のスライド申請時には、特定事業契約締結時に提出した見積内訳書と同様の数量で、採用業者に加え、前回同様の他業者からも実勢単価を反映させた精算見積金額を徴収し、貴県にご提示しますので、貴県では、特定事業契約締結時の見積金額と精算見積金額を比較いただき、上昇率をインプレスライドの指標として採用いただきたく存じます。	物価変動に基づくサービス購入料Aの改定を請求する者が、協議の際に積算や見積書、購入価格を証明できる書類により疎明し、改定前の指標を用いることが適切でないかと判断した場合は、双方合意の上、指標を改定することができると考えます。 なお、スライド条項の適用を協議する際の協議資料等に基づき双方で合意した場合は、見積に基づくなど、別途の物価指数を用いることができることとしたいと考えます。
67	特定事業契約書(案)	46	9	第107条	事業用地引渡遅延に基づく解除	第107条の事業用地引渡遅延に基づく本施設引渡遅延について、その遅延期間によっては事業者にも多大な損害・損失が生じる可能性が考えられます。このような場合において、事業者が生じた損害・損失(逸失利益を除く)については、貴県と協議を行うことができるようにしていただくか、もしくは遅延期間に相当する事業期間の延長の協議をさせていただきたく存じます。	県による事業用地の引渡しの遅延が発生し、建設工事完了が運営開始予定日を超過せざるを得ない場合に、合意延長による運営期間の確保を優先することを希望するという点については、県としても合意延長は前提として考えており、現行の記載で対応可能と考えています。また、引渡しの遅延に伴い発生する費用については、事業者が適法に業務を遂行する限り、県が負担すべき追加費用は発生し得る一方で、損害・損失は発生しないものと考えますが、発生した場合の措置は、県と事業者による協議の上、取り決めることを想定しています。 一例として、引渡しが3ヶ月遅延した場合、運営・維持管理期間を3ヶ月延長した上で、3ヶ月間に遅延を原因として発生した資材保管費等については、追加費用として県が負担することを想定しています。 なお、合意延長と県が負担する追加費用は二者択一の関係ではなく、双方が適用される場合もあります。
68	特定事業契約書(案)	49	6		違約金	本件では、違約金について本施設引き渡し後はサービス購入費Bの10%に相当する金額と記載がございますが、通常のPFI案件では、事業期間1年分のサービス購入費Bの10%であるのが一般的であること、また事業者側からの任意解除が認められていない中、非常厳しい制約となっております。こうした制約を課す理由をご説明いただくとともに、違約金の金額について事業年度1年分のサービス購入費Bに相当する額(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)の10%に相当する金額へのご修正を希望いたします。	原案のとおりとします。 大規模な運動公園の運営・維持管理実績がある事業者が限られる中で、運営・維持管理に関するノウハウを設計段階から反映するという本事業の特徴や事業費全体に占める運営・維持管理費の割合が高く、かつ重要性が高いことも踏まえ、運営・維持管理を安定的に実施いただくために、違約金を残存契約期間に対応するサービス購入料Bの10%に相当する額のままとしたいと考えております。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
69	特定事業契約書(案)	別紙5	1		サービス購入料の支払い	統括管理業務に係るサービス対価の支払いは「令和8年度9月末請求」を第一回とした場合、以降事業終了まで四半期毎に請求可能との理解に齟齬はないでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、支払金額及び支払開始時期については、特定事業契約書(案)別紙5「第3 サービス購入料B(運営・維持管理費及び統括マネジメント費)」に記載することとします。
70	特定事業契約書(案)	別紙5	1		サービス購入料の支払い	設計業務に係るサービス対価の支払いは「基本設計(建築)完了時」「基本設計(土木)完了時」「実施設計(建築)完了時」「実施設計(土木)完了時」の最大4回実施されるという理解に齟齬はないでしょうか。	建築工事及び造園・土木工事の各業務ごとに、基本設計及び実施設計が完了した段階でそれぞれ支払いを行うことは可能です。 ただし、提案の段階でそれぞれの基本設計・実施設計について、金額割合及び納期を提示いただき、その妥当性について特定事業契約の締結前までに協議することとします。協議後は特定事業契約書(案)第86条を修正し、書面化することを想定しています。 なお、要求水準書p.60に記載するとおり、基本設計完了時に基本設計図書について県の承認を得ることとしていますが、その承認のためのモニタリングは、その内容に応じて最大2ヶ月程度を要するため、モニタリング期間を考慮した納期を提案してください。
71	特定事業契約書(案)	別紙5	1		サービス購入料の支払い	工事監理業務及び建設業務に係るサービス対価の支払いは各年度末及び業務完了時に実施される理解に齟齬はないでしょうか。	建設業務及び工事監理業務に係るサービス購入料については、特定事業契約書(案)第86条第3項に記載するとおり、請求時の出来形に相応する費用について、各年度内において2回を上限に支払うことができます。また、対価の一部支払い後の残額については、工事完成後にお支払いします。
72	特定事業契約書(案)	別紙5	5		サービス購入料	統括マネジメント費の支払いについては令和9年7月からの支払いと読み取れますが、令和8年度分の前払いは可能でしょうか。	2026年度分の統括マネジメント費の支払いについては可能です。 なお、特定事業契約書(案)第89条に基づき、業務報告書を提出した上で、要求水準書にて求める内容について適正かつ確実に執行されたことについて県の確認を受けたときに請求可能になる点にご留意ください。
73	特定事業契約書(案)	別紙6			サービス購入料A	入札公告等に関する質問回答No.108では「設計費については、設計完了後の支払いを予定しています。」と回答をいただいておりますが、基本設計が終了した段階で支払は可能でしょうか。	基本設計が終了した段階で支払いを行うことは可能です。 ただし、提案の段階で基本設計・実施設計について、それぞれの金額割合及び納期を提示いただき、その妥当性について特定事業契約の締結前までに協議することとします。協議後は特定事業契約書(案)第86条を修正し書面化することを想定しています。 なお、要求水準書p.60に記載するとおり、基本設計完了時に基本設計図書について県の承認を得ることとしていますが、その承認のためのモニタリングは、その内容に応じて最大2ヶ月程度を要するため、モニタリング期間を考慮した納期を提案してください。
74	特定事業契約書(案)	別紙6				入札説明書等に関する個別対話結果の回答No.73について、基本設計完了後に成果物をもってモニタリングをした後にお支払いをいただけるとのことでしたが、実施設計についても同様のスキームでお支払いいただけるという認識でお間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
75	特定事業契約書(案)	別紙6			サービス購入料Bの考え方	入札公告等に関する質問回答No.125にて、貴県から「サービス購入料B＝運営・維持管理費及び統括マネジメント費－利用料金収入」の計算式の考えが示されましたが、利用料金の設定においては、コンセッション事業のように自由な値上げが難しいと考えており、つまり物価上昇分を価格転嫁できない状況が発生するため、「運営・維持管理費及び統括マネジメント費」が物価上昇の影響を受けコストアップするが、「利用料金収入」は据え置きに近い状況となり、事業収支に大きな影響を与える事項になると考えております。 については、以下2点のどちらかを採用いただくことを希望します。 ①物価変動に基づくサービス購入料Bの改定にあたり、物価変動率を乗じる対象を「利用料金控除後のサービス購入料B」ではなく、「利用料金を控除する前、即ち、運営・維持管理費及び統括マネジメント費の合計額」としていただく ②要求水準書p.68「イ業務の詳細(ア)利用料金制度案の内容」に記載の料金設定において「この範囲内における料金の変更は届出とし、範囲外の料金は県の承認を得るものとする」との文章を追加いただく	原案のとおりとします。 本事業においては利用料金制(地方自治法第244条の2第9項)を導入する予定であり、要求水準書p.75「ウ 利用料金設定の考え方」に記載するとおり、事業者は条例に規定した基準額を基準として、当該基準額に0.7を乗じて得た額から、当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、県の承認を得て、利用料金を設定することができます。従って物価変動に伴う利用料金の改定が事業者のイニシアティブにより可能となると考えます。その際、事業者から利用料金の変更について適切な積算・理由を添えて、県に承認を求めていることとなりますが、その回数等に特に制限はありません。
76	特定事業契約書(案)	別紙6			物価変動に基づくサービス購入料Bの改定	入札公告等に関する質問回答No.126では「落札者の決定後、特定事業契約の締結前までに、適切と考える参照指標及び適切であることを疎明する情報を提示いただくことを想定しています。」と回答をいただいております。こうした手続きを踏まえ、特定事業契約締結までに双方合意すれば、合意された新指数を事業契約に直接反映していただけるという理解でよろしいでしょうか。 なお、事業者としては、役務費変動指数については、「企業向けサービス価格指数(日本銀行)」よりも「建築保全業務労務単価(国土交通省)」の都市別(愛知県)指数、人件費変動指数としては「毎月勤労統計調査(厚生労働省)」よりは「最低賃金(地域別最低賃金)」の都市別(愛知県)指数」が好ましいと考えております。	お見込みのとおりです。 なお、別紙6の2「事業期間の開始年度のサービス購入料B」のただし書き「また、県及び事業者は、当該指標を用いることが適切でない場合、又は他に用いることが適切な指標がある場合等については、双方合意の上、指標を改定することができるものとする。」のとおり、指標を改定することも想定しています。特定事業契約前に指標の変更を求める場合には、落札者の決定後、特定事業契約の締結前までに、適切と考える参照指標及び適切であることを疎明する情報を提示いただくことを想定しています。
77	特定事業契約書(案)	別紙6			サービス購入料B(統括マネジメント費)	入札説明書では、特定事業仮契約の締結が令和8年5月に想定されているためSPCはそれ以前に設立することが求められております。一方で、統括マネジメント費用を裏付けとするサービス購入料Bは令和9年4月からの支払いが想定されており、約1年間の資金負担が生じます。統括マネジメント費用については、令和8年度中からのお支払いをご検討いただけないでしょうか。	2026年度分の統括マネジメント費の支払いについては可能です。 なお、特定事業契約書(案)第89条に基づき、業務報告書を提出した上で、要求水準書にて求める内容について適正かつ確実に執行されたことについて県の確認を受けたときに請求可能になる点にご留意ください。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業（第2期・防災公園） 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
78	特定事業契約書(案)	別紙6			物価変動に基づくサービス購入料Aの改定	入札公告等に関する質問回答No.102では「落札者の決定後、特定事業契約の締結前までに事業者の申し入れがあった場合に、協議の上書面化することを検討します。」と回答をいただいております。落札後の貴県との協議を前提に、物価変動に基づくサービス購入料Aの改定手順として、特定事業契約第52条第1項乃至第4項の「全体スライド」とともに第6項の「インフレスライド」についても特定事業契約別紙6に直接記載いただけることを確認させてください。	全体スライド及びインフレスライドについては、「愛知県公共工事請負契約約款」の運用に準じた改定手順を想定しています。 なお、特定事業契約書における改定手順の記載については、落札者の決定後、特定事業契約の締結前までに事業者の申し入れがあった場合に、協議の上書面化することを検討します。
79	特定事業契約書(案)	別紙6			物価変動に基づくサービス購入料Aの改定	入札公告等に関する質問回答No.127では「落札者の決定後、特定事業契約の締結前までに事業者の申し入れがあった場合に、協議の上書面化することを検討します。」と回答をいただいております。事業者としては、サービス購入料Aの物価変動指標としては、「建築費指数(建設物価調査会)」の都市別(愛知県)が好ましいと考えておりますことから、落札後の貴県との協議を前提に、①上記指数を参照指標とすること、②参照指標が適切でなくなった場合の改定手続き、についてそれぞれ特定事業契約書に直接記載いただけることを確認させてください。	サービス購入料Aの物価変動指数については、「愛知県公共工事請負契約約款」の運用に準じた改定手順を想定しています。 なお、特定事業契約書における改定手順の記載については、落札者の決定後、特定事業契約の締結前までに事業者の申し入れがあった場合に、協議の上書面化することを検討します。
80	様式集及び記載要領			様式F-② 様式F-⑤	開園準備費	様式F-②には設計・建設費の内訳を、様式F-⑤には運営・維持管理業務費の内訳が要求されていますが、開園準備費については特段要求されていません。特に内訳を提出することは不要と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
81	様式集及び記載要領			様式F-③		損益計算書・資金計算書に記載されている費目名は実態に即して、事業者にて適宜修正して問題ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
82	様式集及び記載要領			様式F-③	開園準備費	入札公告等に関する質問No.143に関して、SPCが設計・建設期間中に計上する費用のうち、入札時に各コンソが要した諸費用で落札後はSPC負担とする費用など、設計・建設費、統括マネジメント費用、開園準備費のいずれに該当するか要求水準書を踏まえても必ずしも明確でない費用については、いずれの費用で計上するかは事業者の判断に従ってよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	様式集及び記載要領			様式F-③	事業年度	2049年度(20年次)に係る配当は翌年支払われますので、様式シートに2050年度(21年次)を挿入のうえ適宜記載してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
84	様式集及び記載要領	78		様式Q-14		「公園管理事務所 平面図」は立面図と断面図は不要でしょうか。	立面図や断面図等の提出を妨げるものではありません。
85	様式集及び記載要領	79		様式Q-15		「公園管理事務所 内部・仕上げ計画」に外部仕上げは不要でしょうか。	外部仕上げについてもご提出をお願いします。 なお、様式Q-15の標題を「公園管理事務所 内部・外部・仕上げ計画」に修正します。
86	様式集及び記載要領	82		様式Q-18		「防災公園平面図」の縮尺の指定がございますか。	ありません。 事業者の提案に委ねます。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業（第2期・防災公園） 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
87	様式集及び記載要領	83		様式Q-19		「防災公園 断面図」の断面の指定場所、縮尺の指定がございましたか。	断面の指定場所、縮尺の指定はありませんが、外観透視図や平面図においてイメージ困難な箇所の断面について補足的に作成していただくことを想定しています。
88	入札公告等に関する質問	3	-	21	設計及び建設業務	「引込に必要な設備の設置及びそれらの設備までの配線・配管費用は全て事業者負担」と記載がありますが、屋外の受水槽については、事業者負担に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	提案により建物周囲2m以内に屋外の受水槽を設けた場合は、事業者負担となります。また、県は建築物と一体的に整備する設備については建築工事の範囲内に含むと考えていますので、提案により建物利用を目的とした屋外の受水槽を建物周囲2m以外に設けた場合においては、事業者の負担となります。各施設・諸室の合理的な建築計画や維持管理業務を求めていますので、それに基づいた施設整備の提案をお願いします。
89	入札公告等に関する質問	4	-	38	インフラ条件	都市ガスについて、質問回答にて「原則どおり敷地一引込を前提としていますので、①防災公園（西側）エリア、②防災公園（東側）エリア及び神明公園エリア、及び別事業の③消防学校の敷地単位で引き込むことを想定しています。」と回答がございましたが、②防災公園（東側）エリアの管理棟へも、航空館boonへの町道引込み（低圧）から分岐する必要があるのでしょうか。	②防災公園（東側）エリア及び神明公園エリアは、豊山町が管理する神明公園（航空館boon）と別敷地となりますので、別途引き込みが可能です。そのため、防災公園（東側）エリアの公園管理事務所については、航空館boonへの町道引込み（低圧）から分岐する必要はありません。
90	入札公告等に関する質問	5	-	52	環境負荷低減への寄与	「要求水準を満たす限りにおいて、屋内運動施設及び公園管理事務所以外の場所に提案することも可能です。」と回答されていますが、場所が事業者工事範囲外であっても、整備費用は事業者負担という認識に齟齬ないでしょうか。	お見込みのとおりです。原則、環境負荷低減のための設備等は事業者負担となります。
91	入札公告等に関する質問	8	-	82	駐車場	「駐車場の有料化を行う場合は、県は町に対し豊山町都市公園条例第9条に基づく使用料を支払います。このうち事業者が徴収する利用料金のうち、この使用料に該当する額を県にお支払いいただく必要があります。詳細については、個別対話にてお示しします。」とありますので、詳細についてご教示ください。	神明公園エリアの駐車場は元々無料であったことから、県は無料での運用を想定しています。神明公園エリアの駐車場有料化の実施の可否等については、県及び豊山町との協議によって決定します。駐車場の有料化を行う場合は、県は町に対し豊山町都市公園条例第9条に基づき、駐車場を有料化する面積・日数に応じた使用料を支払います。この使用料に該当する額を、事業者が徴収する利用料金から、県にお支払いいただく必要があります。なお、県が町に支払う使用料は、豊山町都市公園条例第9条に基づいて算出され、同条例中の「公園施設を設ける場合」の単価である3,600円/㎡・年を基に算出されることを想定しています。
92	入札公告等に関する質問	11	-	106	拠点運用時の運営・維持管理業務等	事業期間の延長は可能でございますが、延長期間は事業者の提案でよろしいでしょうか。	特定事業契約書（案）第103条第2項第2号に示すとおり、第75条第4項に基づく合意延長は事業者からの申し出が可能です。
93	入札公告等に関する質問	14	-	122	サービス購入料Bの支払	「県は、サービス購入料Bの各期の支払い額について均等額を想定しています」と回答がございましたが、SPC設立費・資金調達関連費・SPC利益等がサービス購入料Bに含まれることから、施設整備期間と運営開始後で支払額が変わることを認めていただきたいです。	前回の質問「運営・維持管理業務開始前と後で請求金額が変わることが想定されます。」について、提案時点の金額と実際に事業を行った後の請求額との関係に関する質問という前提に立って回答させていただきました。今回、特定事業契約書（案）別紙5において、施設整備期間と運営開始後の期間において、サービス購入料Bに合理的な差異を見込むことが可能かというご質問であれば、それぞれの期間の間で異なる支払額を提案することは可能です。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業(第2期・防災公園) 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
94	その他				工事発注期間	公園設計及び工事の工程を検討するにあたり、設計図書が完成してから工事入札手続き、そして落札し公園工事契約が執り行われるまでに必要な期間をご教示ください。	県が直接発注する造園・土木工事において、設計図書が完成してから契約までの期間は発注する工区の設定、工事の予定価格により異なります。 事業者の設計終了後、最初の発注工区の工事契約までの期間としては、6ヶ月程度の期間を要することを想定しています。
95	その他				豊山町道1号線の横断歩道について	防災公園の東側と西側を挟む豊山町道1号線について、貴県にて公安委員会に申請し、利用者が往来できる横断歩道を適切な位置に設置いただけるのでしょうか。	横断歩道は、横断歩行者数や交通量等を総合的に判断して、歩行者の安全を確保する必要のある場所に公安委員会が設置します。このため、公園の整備を進める際に、県が公安委員会に横断歩道の設置を協議する際は、事業者が計画する横断箇所や、予測する横断歩行者数を示して行うことを想定しています。従って提案に際しては、このことを踏まえた上で利用者の往来、回遊性の検討を行ってください。